

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例 (3・30掲示)	2

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県税条例の一部を改正する条例 (高知県条例第57号)

#### 1 条例改正の目的

地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)の施行に伴い、個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税について必要な改正をすることとした。

#### 2 主要な内容

##### (1) 個人の県民税

ア 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の一部改正により、日本国内居住者が、条約相手国の社会保障制度に対して支払った一定の保険料について社会保険料とみなして社会保険料控除の対象とすることとされたことに伴い、所得割について所要の規定の整備を行うこと。(第37条及び付則第30条の2)

イ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を1年延長すること。(付則第9条及び第31条)

##### (2) 個人の事業税

課税対象事業から助産師業が除外されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第65条の4第1項及び第65条の5第4号)

##### (3) 不動産取得税

ア 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合の課税標準の特例措置を廃止すること。(付則第17条)

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

##### (4) 県たばこ税

付則において規定している特例の税率(現行 1,000本につき1,074円)を廃止した上で、本則で規定している税率(現行 1,000本につき898円)に代えて、この税率(1,000本につき1,074円)を本則の税率として規定すること。(第90条の4及び付則第22条)

##### (5) 自動車取得税

ア 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長すること。(付則第25条第1項)

イ 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定した上、その適用期限を2年延長すること。(改正後の付則第25条第2項)

ウ ハイブリッド自動車のうちバス・トラックに係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定した上、その適用期限を2年延長すること。(改正後の付則第25条第3項)

エ ハイブリッド自動車のうちバス・トラック以外のものに係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときにあつては100分の2(現行 100分の2.2)、同年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときにあつては100分の1.8とした上、その適用期限を2年延長すること。(改正後の付則第25条第3項)

オ メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止すること。(改正前の付則第25条第1項)

(6) 軽油引取税

鉄鋼業に係る軽油引取税の課税免除措置のうちガスタービン発電装置の動力源の用途に係るものを廃止すること。(第183条の表14の項)

(7) 狩猟税

ア 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けること。(第202条第1項)

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、2の(7)は、同月16日から施行することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第57号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第37条中「社会保険料控除額」を「社会保険料控除額(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。付則第30条の2において「租税条約実施特例法」という。)第5条の3第1項の規定によりみなされるものを含む。)」に改める。

第65条の4第1項中「第72条の2第9項第1号から第5号まで」を「第72条の2第9項第1号から第3号まで及び第5号」に改める。

第65条の5第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第9項第5号」に改める。

第71条第2項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第7項中「その他付帯設備」を「その他の付帯設備」に、「本条」を「この条」に、「が付帯設備」を「が付帯設備」に、「あわせて」を「併せて」に、「付帯設備」を「付帯設備」に、「のうえ」を「の上」に、「うち付帯設備」を「うち付帯設備」に、「基いて付帯設備」を「基づいて付帯設備」に、「付帯設備の」を「付帯設備の」に改め、同条第8項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第9項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号及び第4号中「付帯設備」を「付帯設備」に改め、同条第11項中「この項、第77条第3項及び第83条第5項において」を削る。

第90条の4中「898円」を「1,074円」に改める。

第183条の表14の項中

「1 ペレット、連続鋳造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鋳鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途  
2 鋼板、熱間押出鋼材、鋼管及び鋼線の製造工程において使用する電気を専ら供給するガスタービン発電装置の動力源の用途

を

「ペレット、連続鋳造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鋳鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途」に改める。

第202条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円

第205条第2項中「第202条第1項第2号」を「第202条第1項第2号及び第4号」に、「同号」を「同項第2号及び第4号」に改める。

付則第9条中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

付則第16条第1項中「住宅金融公庫、」を削る。

付則第17条を次のように改める。

#### 第17条 削除

付則第22条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

付則第23条第1項中「電気自動車等（以下）」を「電気自動車等（以下この条において）」に改める。

付則第25条第1項中「電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同条第6項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車（内燃機関）に、「（以下この項において「特定自動車」という）を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあっては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあっては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の2）」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第3項とする。

（1）車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。
- イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

（2）車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。
- イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第25条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第179条の5及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこ

の項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第179条の5又は前条に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

（1）道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

（2）車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

付則第30条の2第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この条において「租税条約実施特例法」という。）」を「租税条約実施特例法」に改め、同条第6項中「（昭和44年法律第46号）」を削る。

付則第31条中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第202条第1項及び第205条第2項の改正規定並びに附則第7項の規定は、同月16日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）第37条の規定は、同条に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日（以下「施行日」という。）以後に支払う又は控除される租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第5条の3第1項に規定する保険料について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされたこの条例による改正前の高知県税条例第71条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例付則第25条第3項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

（狩猟税に関する経過措置）

7 新条例第202条第1項及び第205条第2項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。